

西桔梗野球場の概要

| | |
|--------------|--|
| 担当部局 | 生涯学習部スポーツ振興課（TEL0138-21-3475） |
| 所在地 | 函館市西桔梗町 252 番地 27 |
| 目的 | スポーツの振興を図り，もって市民の心身の健全な発達に寄与するため |
| 事業概要 | 施設の維持管理 |
| 供用期間 | 5月1日から11月第2日曜日まで ※函館市教育委員会が認めるときは臨時に休場し，または供用期間を変更することができる |
| 供用時間 | 午前5時から午後10時まで |
| 施設概要 | ①平成19年開設 ②敷地面積 24,031.62 m ² 建物延床面積 204.14 m ² ③グラウンド：両翼90m センター115m 照明塔6基 観客席（約270名） 管理棟：事務室，ロビー，トイレ，更衣室，物品庫 |
| 指定管理者が行う業務内容 | 1 維持管理に関すること グラウンド整備（外野芝生管理，不陸均し，転圧等），施設・設備および備品等の保守，点検，施設（グラウンドを除く）および敷地内の清掃，除草および植栽の管理等，場内巡回業務，閉場前準備，閉場期間中の施設等の巡回管理および開場前準備，施設・設備および備品等の修繕および補充，その他維持管理 など 2 施設の使用の許可および制限に関すること 窓口業務，利用者への案内・説明に関する業務，利用者へのサービス提供に関する業務，利用促進に関する業務，施設の使用許可，取消し など 3 その他業務に関すること 使用料の保管・市取扱金融機関への払込業務，市に提出する書類の作成，市との連絡調整等庶務経理業務，各種大会等の日程調整，利用者および住民からの意見，要望への対応，事故防止，災害および事故発生時の緊急時の対応，その他施設の管理運営に必要な業務 など |
| 施設管理運営経費 | 市から指定管理者へ指定管理料を支払います |
| 条 例 | 函館市西桔梗野球場条例 |
| 現指定管理者 | 函館軟式野球連盟 |